

私立学校退職手当補助金交付要綱

平成 22 年 2 月 2 日

21 生文私振第 1201 号

生活文化スポーツ局長決定

改正 平成 24 年 1 月 10 日 23 生私振第 1408 号

改正 令和 3 年 12 月 24 日 3 生私振第 1441 号

第 1 趣 旨

この要綱は、東京都が公益財団法人東京都私学財団（以下「財団」という。）に対して、都内に所在する私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び私立専修学校の設置者並びに私立学校振興団体（以下「設置者等」という。）の掛金負担の軽減を図ることを目的として交付する私立学校退職手当補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 交付対象

この要綱による補助金の交付対象は、財団とする。

第 3 補助対象事業

補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業の目的に賛同して入会した設置者等（以下「会員」という。）に対して財団が行う教職員退職資金の交付に係る事業とする。

第 4 補助対象経費及び補助金の額

（１）補助対象経費

財団が行う補助事業に必要な経費のうち、会員が負担する負担金とする。

（２）補助金の額

毎年度予算の範囲内で別に定める額とする。

第 5 交付申請書の提出

財団は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（別記第 1 号様式）に次の書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- （１）当該年度の事業計画書及び収支予算書
- （２）定款
- （３）印鑑証明書
- （４）前年度の決算書
- （５）その他知事が必要と認める書類

ただし、交付申請書（別記第 1 号様式）の提出は、補助金申請システム（以下「J グランツ」という。）による申請をもってこれに代えることができる。この場合、（３）印鑑証明書の添付は省略することができる。なお、J グランツに入力すべき項目については別に定める。

第 6 交付の決定及び通知

知事は、第 5 の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、

交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を財団に対して通知する。

第7 状況報告

財団は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、東京都職員が補助事業の遂行の状況に関し報告を求めたときは、これに従い、報告しなければならない。

第8 実績報告書の提出

財団は、補助対象事業が完了したときは、実績報告書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、J グランツを利用した実績報告を行う場合には、実績報告書（別記第2号様式）の提出に代えることができる。なお、J グランツに入力すべき項目については別に定める。

第9 補助金の額の確定等

- 1 知事は、第8の規定による実績報告書が提出された場合において、当該報告書の内容を審査の上、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、財団に通知する。
- 2 知事は、財団に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付してその超える部分の補助金の返還を命ずる。

第10 特別の事情による交付決定の取消し等

- 1 知事は、この補助金の交付決定後において、やむを得ないと認められる特別の事情が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 2 知事は、1の規定に基づく交付決定の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 1及び2の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後にも適用があるものとする。

第11 交付決定の取消し

- 1 知事は、補助の決定を受けた財団が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 法令の規定又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
 - (3) この補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 実績報告書の内容が、(1) から (3) に規定する事由以外により、実際の執行内容と相違していたとき。
- 2 知事は、1の規定に基づく交付決定の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 1及び2の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後にも適用があるものとする。

第12 交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、補助事業に要する経費に使用し、他の目的に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業は、交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならないこと。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。ただし、ア又はイに掲げる事項のうち軽微なものについては、報告をもって代えることができること。
 - ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - ウ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
- (4) 補助事業に係る関係書類を整備し、会計年度終了後5年間保管すること。
- (5) 知事が東京都職員に、(4)に規定する書類を調査させた場合又は補助事業について報告を命じさせた場合は、これに応ずること。
- (6) 補助事業の遂行に当たって知り得た事実を、みだりに他に漏らしてはならないこと。
- (7) ア 知事は、第7の規定により財団から提出された報告及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業の成果が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずること。
 - イ 知事は、財団がアの遂行命令に違反したときは、補助事業の遂行について、一時停止を命ずることがあること。この場合において、財団は、指定する期日までに交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置をとらなければならないこと。
- (8) 知事は、第8の規定により提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができること。この場合において、財団は、これに従わなければならないこと。
- (9) 第9 2、第10 2又は第11 2の規定に基づく補助金の返還は、指定する期日までに行わなければならないこと。
- (10) 第11 2の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならないこと。
- (11) 第9 2、第10 2又は第11 2の規定により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならないこと。
- (12) 知事は、財団に対し補助金の返還を命じ、財団が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、財団に対して同種の事務又は事業について交付すべき他の補助金があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

第12 申請の撤回

財団は、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があり、当該申請の撤回をしよう

とするときは、第6に規定する決定通知の受領の日から起算して14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

第13 補 則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるところによる。

第14 留意事項

補助対象事業の実施に当たっては、必要に応じ、東京都と協議すること。

附 則

この要綱は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則（23生私振第1408号）

この要綱は、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。